

経営事項審査制度改正の概要について

1 社会保険等未加入企業への減点措置の厳格化

(1) 項目区分の見直し

現在1項目とされている「健康保険及び厚生年金保険」について、項目を2分割し、「健康保険」と「厚生年金保険」のそれぞれを審査の対象とします。

(2) 減点幅の拡大

現行制度においては、「雇用保険」 30点、「健康保険及び厚生年金保険」 30点であるところを、「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」の各項目について、未加入の場合それぞれ 40点の減点とします。

したがって、すべて未加入の場合、現行の 60点から2倍の 120点に拡大となります。

[申請書類・添付書類等]

上記1に関連して、建設業法施行規則様式第25条の11別紙三が改正されました。様式の内容については[国土交通省ホームページ](#)、申請時期等については[こちら](#)をご覧ください。添付書類等については、現行どおり変更ありません。

2 外国子会社の経営実績の評価

建設業者の海外子会社の経営実績を評価対象に含めます。

具体的には、海外子会社の完成工事高(X1)及び海外子会社合算の利益額及び自己資本額(X2)を国土交通大臣が認定し、評価します。

[申請書類・添付書類等]

あらかじめ国土交通省土地・建設産業局国際建設振興室に申請を行い、数値認定書の発行を受け、申請書に添付することが必要です。

経営事項審査制度改正に伴う受付について

通常の経審申請について

旧基準による申請は、原則として6月11日で受付を終了し、

6月12日から6月29日までの間は現経審の有効期間が8月31日までの業者に限り、新基準での申請を受け付けます。

ただし、システムの切替の日程上、新基準の結果通知の発行は7月下旬以降になることから、それまでの時期に旧基準の結果通知を受け取ることを希望する場合は、6月29日までは旧基準での申請を認めます。

再審査申請について

6月以前に旧基準で経審を受審された方のうち、新基準での再審査を希望される場合に、7月2日から10月29日までの間再審査申請を受け付けます。

なお、奈良県が発注者となる公共工事については、入札参加資格等において旧基準の結果通知があれば可(再審査申請不要)とする取扱となります。

また、国土交通省発注に係る直轄工事に関しては、新基準の結果通知書を有することを求める(再審査申請が必要)方針であるとされております。

再審査の要否については発注者ごとに取扱が異なりますので、詳細は各発注者にお問い合わせください。

再審査申請提出先についてのご案内

※ 再審査申請提出先についてのご案内

- 申請方法 : 郵送または持参
提出先 : 奈良県土木部建設業指導室
〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地
受付期間 : 平成24年7月2日から平成24年10月29日まで
審査料 : 無料
その他 : 封筒表に「経営事項審査」と朱書
副本への受付印を希望する場合は、副本及び返信用封筒
(切手貼付)を同封

【県ホームページより】

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_itemid-83280.htm#itemid83280